

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、上場企業として社会的責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営問題であるとの認識に立ち、内部監査体制の整備等による法令違反行為の未然防止、取締役会の機能強化、ディスクロージャーの充実に努めております。また、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼に応えていくため、経営の意思決定の迅速化と効率化を図り、経営の基本方針を明確にするため、業務執行状態と経営監視状態を明確に分離し、適正な企業姿勢によるビジネスを展開する事としております。

また、当社は施策等を実施する「監査役会制度」を採用しております。社外監査役を3名を選任し、経営への牽制機能を備えております。

取締役会につきましては、社外取締役を含む取締役5名で構成されており、代表取締役社長が主宰し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他重要な業務執行についての意思決定機関として、毎月1回定例開催しております。取締役の業務執行に関する意思決定及び監督をより的確に行うため、取締役会にはすべての監査役が出席し、常勤監査役はさらに社内の各会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視するとともに、コンプライアンス経営に則した業務監査機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 節子	1,675,240	27.64
鈴木 美奈子	813,000	13.42
鈴木 映子	813,000	13.42
鈴木器工取引先持株会	260,640	4.30
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	168,000	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	166,800	2.75
立花証券株式会社	161,400	2.66
株式会社三井住友銀行	120,000	1.98
平田 邦治	110,000	1.82
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	96,000	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	鈴木節子 鈴木美奈子 鈴木映子
-----------------	-----------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である鈴木節子氏、鈴木美奈子氏及び鈴木映子氏は、本人及び近親者が有する当社株式に係る議決権の合計が過半数を占めており、支配株主に当たります。当社では、支配株主と取引を行う場合には、内容に係らず全て議案として取締役会で決議を行い、当社及び少数株主に不利益にならないように対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋 正己	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 正己		—	金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験と知見を有しており、かつ当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しないことから、他の取締役から独立した客観的視点で、取締役会の決定の適法性を確保するための有効な助言をしていただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適時会計監査人から監査役に対し報告を行い、業務上や会計上の重要な事項について情報を共有するよう努めています。また、内部監査部門は計画的な内部監査を全部署に対して実施しており、監査役と情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀬川 和彦	他の会社の出身者													
宇佐 公興	他の会社の出身者													
小西 明夫	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬川 和彦		――	経営者としての経験が豊富であり、高い見識を持ち、当社取締役の職務執行が妥当であるかを監督するなどの観点から、適当な人物であると判断しております。
宇佐 公興	○	独立役員に指定しております。	経営者としての経験が豊富であり、高い見識を持ち、当社取締役の職務執行が妥当であるかを監督するなどの観点から、適当な人物であると判断しております。また、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから独立役員に指定しております。
小西 明夫		――	司法書士としての専門知識に基づく有用な意見、提言が期待でき、かつ、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由に該当しないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、第45回定時株主総会で承認された商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づきストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年1月17日開催の取締役会において決議しましたが、平成26年6月29日をもって権利行使期間が満了となりました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬としての総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助する組織として、経営企画部に監査役会事務局を設置しております。現在、監査役を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、施策等を実施する「監査役会制度」採用会社であり、取締役5名、監査役3名の役員は、それぞれ高い見識、専門知識、経験をもって職務執行に努めております。また、経営の意思決定機関である取締役会につきましては、取締役の業務執行の監督をよりの確に行うため、毎月1回定例開催し、重要な事項については、臨時に取締役会を開催しております。取締役会にはすべての監査役が出席し、常勤監査役はさらに社内の各種会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視するとともに、コンプライアンス経営に則した業務監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役のうち1名を社外取締役に選任しており、また、経営の意思決定機能を有する取締役会に対して、監査役3名を社外監査役とすることで経営に対する監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観性かつ中立の経営監視機能は重要と考えられており、社外取締役1名および社外監査役3名による業務監査が実施されることにより、外部からの経営監視は十分に機能する体制が整っていると考えられるため、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回(5月、11月)、IR活動の一環としてアナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会、第2四半期決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRポリシーに基づき、タイムリーかつ正確な情報開示に努めております。掲載しているIR資料としては、決算短信、有価証券(四半期)報告書、決算説明会資料等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部署は経営企画部が担当し、そこにIR担当者を配置しております。IR担当者は、原則として、当社の取締役会や経営会議等の重要な意思決定を行う会議にオブザーバーとして出席し、IR活動に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
その他	お客さま、株主の皆様をはじめとする、取引先、地域社会といった各ステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、信頼に応えていくことを目指しております。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

- (1) 当社および当社企業グループ会社(以下、「当社グループ」という)の取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、継続的な発展を追求し「米飯主食文化を世界へ」を経営指針として、社是(誠実、情熱、創造)に則った行動規範を制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点としている。
当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、それぞれの立場で自らの問題としてとらえ業務運営にあたっている。統括的な組織としては、当社社長直轄の経営企画部が法令・定款に適合しているかを内部監査を行うことにより確認するとともに、重要な事項については、顧問弁護士や会計監査人に指導・助言を得て取り組めるような専管組織として位置づけられている。
当社グループは、反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとしている。
また、当社は当社グループの取締役および使用人等がコンプライアンス上、疑義ある行為があったとの情報があれば、常勤監査役、経営企画部長に連絡し適正な対応をとることとしている。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理することとしている。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは「情報セキュリティ」や「品質リスク」を未然に防ぐとともに軽減する危機管理組織を設置している。情報セキュリティについては管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底している。また、生産部門においては、ISO9001の品質マネジメントシステムを中心として適正な品質と品質の改善ができる品質保証体制の更なる充実と従業員の環境・安全に取り組んでいく組織として「安全衛生委員会」が設けられている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役および監査役の役員構成であり、それぞれ高い見識、専門知識、経験をもって職務遂行に努めている。定例の取締役会は毎月1回開催し重要な事項の決定ならびに取締役の業務執行報告を実施している。また、適宜必要かつ重要な事項については臨時の取締役会を開催している。また、取締役会にはすべての監査役が出席し業務監査機能の強化を図っている。
業務の運営については、将来の事業環境の変化を踏まえ中期経営計画および各年度予算計画を立案し、具体的な施策を実施している。
なお、組織的には「経営会議」、「営業会議」、「開発生産会議」などを通して業務の効率的推進を図っている。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署として経営企画部が位置づけられている。経営については、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うこととしている。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役を補助するための監査役スタッフを置くこととする。なお、補助すべき期間は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動および人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとし、監査役に当該報告を行った者が報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないこととする。また、監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っている。
また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合の除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制の整備を行うこととしている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社グループの取締役および使用人の職務が法定および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、継続的な発展を追求し「米飯主食文化を世界へ」を経営指針として、社是(誠実、情熱、創造)に則った行動規範を制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に対して各種会議や朝礼等を通じて伝達することにより、法令ならびに社会倫理を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいります。それに伴い、法令・定款を遵守し統制のとれた行動ができているかを内部監査により確認し、適切な業務運営にあたっております。
また、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、基本契約書への反社会的勢力排除条項の記載、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携等、関係を遮断する体制を構築しております。
当期(平成27年5月)に、会社法および会社法施行規則等が改正、施行されたこと等に伴い、内部統制システム構築の基本方針を改正しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に保存・管理しております。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループにおける「情報セキュリティ」については、管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底しております。「品質リスク」については、生産部門がISO9001の品質マネジメントシステムを中心として品質保証体制の更なる充実に取り組ん

であります。また、毎月開催の安全衛生委員会において、従業員の環境・安全に関する取り組みを実施しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社外取締役1名を含む取締役5名は、取締役会規則に基づき、原則月1回開催(当事業年度は14回開催)される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、各取締役の業務執行報告を行っております。

業務の運営については、毎月開催の経営会議、開発生産会議、営業会議などを通して効率的推進を図っております。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うことにより、子会社の経営管理を実施しております。経営企画部主催により、毎月開催している経営報告会等において、子会社役員から月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等について報告を受け、情報の共有化を図るとともに重要案件の協議を行っております。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、当期において監査役から監査役スタッフを置く必要があるとの申し出は受けておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

(7)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名(すべて社外監査役)は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、経営会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧を通じて、当社グループの経営状況を監視しております。更には、会計監査人等との間で定期的に情報交換等を行い、取締役および使用人等から定期的な報告を受け、内部統制システムの構築および運用状況の確認をしております。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制システムを整備・運用しております。年2回の内部監査を実施することで内部統制の有効性および適正性の評価・検証を行い、その結果について担当役員および代表取締役に報告の上、内部統制報告書を提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとしている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示の概要

当社は、経営企画部が情報開示担当部署として情報の収集・管理を行うとともに、金融商品取引法および東京証券取引所が定める会社情報適時開示等に関する規則に従い適時開示の要否を行い、開示が必要な場合は常務取締役(上場取扱責任者)が責任者となり迅速な開示に努めております。決定事実、発生事実および決算情報については、経営会議で審議を行った上で、毎月1回開催される取締役会で決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、速やかに開示するように努めております。

